

平成 28 年 1 月 26 日

関係各位

富 山 県 立 中 央 病 院
病 院 長 野 田 八 嗣
総 合 地 域 連 携 部 長 清 水 康 一
医 療 情 報 部 長 宮 澤 秀 樹

カルテの参照設定について（紹介・参照期間）

拝啓 初春の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当院では、平成 26 年 9 月より診療工房と当院地域連携システムの連携を開始し、富山県医療連携ネットワーク（診療工房パソコン）から、当院へのオンライン・電話予約の患者さんに限りカルテ参照が可能となっております。

このたび、2 月 1 日より、当院からの紹介患者についても、富山県医療連携ネットワークに参加し希望された医療機関であれば、患者さんの同意を得た上で、かかりつけ医がカルテを参照できるようになりましたのでお知らせします。

これに伴い、患者さんがかかりつけ医の受診をしていただく際に、当院からの画像等診療情報の媒体はお渡しせず、診療工房パソコンにより診療情報の参照を行っていただくこととなります。その際の参照設定期間は、かかりつけ医が当該患者のカルテにアクセスした最終日から 6 ヶ月アクセスがない場合は参照を中止することとし、既に参照設定済みの患者（設定日以降 2 年間）についても、今後は同様の運用とさせていただくことを併せてお知らせいたします。

なお、当院からの紹介患者の場合は、当院の医師が説明し同意を得た上でカルテ参照設定を行い、同意書の 1 部を診療情報提供書に添付させていただきます。

何卒ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

※昨年 10 月に当院から紹介時のカルテ参照希望をお伺いしておりますが、あらためて希望される際は、地域連携室（076-424-1531・内線 3177）にご連絡下さい。

※最終アクセスから 6 ヶ月を経て参照中止となった場合、再度参照を希望されるには新たに同意書の取得が必要となります。

【Q&A】

Q1：紹介患者のカルテ参照の有効期限が切れた場合、同意書はどちらがとるのか。

A1：患者さんはかかりつけ医に通院中ですので、新たに同意書を取得いただき、地域連携室に送付ください。

Q2：(域連携室のオンライン・電話予約をせず) 紹介状にカルテ参照の同意書を同封したが、参照できますか。

A2：当院地域連携室のオンライン・電話予約の患者に限らせていただいています。

Q3：診療工房パソコンから中央病院の地域連携画面にアクセスできない。どうすればよいか？

A3：診療工房パソコンの設定が、うまく行われていない可能性があります。まずは下記連絡先（エクシーズ）にお問い合わせ下さい。

*お問い合わせ先

- ・初期設定などの診療工房のことについて (株) エクシーズ

TEL : 076-425-5199

- ・県立中央病院に接続した後のシステム操作方法について

富山県立中央病院 医療情報部

TEL : 076-424-1531(内線 3171、3172)

- ・県立中央病院の予約状況、同意書について

富山県立中央病院 地域連携室

TEL : 076-424-1531(内線 3177)

FAX : 076-491-7109